

令和4年度 総合評価方式における基本方針の見直し

【見直しの方針】

1. 防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化など社会基盤整備・維持管理の円滑な実施
2. 受注機会の拡大・均等化の推進、働き方改革の推進
3. 評価内容の適正化

I 建設工事に係る総合評価方式の見直し

- 1) 適用範囲の運用【方針1、2】 **R4土木交通部改訂に準じた措置**
 - ・事務の低減および公共工事の円滑な実施のため、適用範囲の **暫定措置を継続** (R3を継続)
(価格競争選択可の範囲の設定、タイプの緩和措置(簡易型→特別簡易型I型など))
 - ・WTO政府調達協定の対象となる工事の基準額を見直し
- 2) 評価内容・方法等の見直し【方針2、3】
 - (1) 【情報化施工技術を活用した工事への取組】 **農政水産部新設:農水省ガイドライン適用による
評価内容はR4土木交通部改訂に準じる
(適用工種は農林水産省ガイドラインによる)**
 - ・ **ICTを活用する工事**を評価。
 - (2) 【若手・女性技術者の配置】 **R4土木交通部改訂に準じた措置**
 - ・若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰の **入札公告実施年度の被表彰者**を評価対象に追加する。
 - (3) 【週休2日工事の取組実績】 **R4土木交通部改訂に準じた措置**
 - ・週休2日の取組を推進するため、**4週8休の実績のみ**を評価対象とする。
 - ・さらに **土日に限定した4週8休**の取組実績をより高く評価する。

II 建設コンサルタント業務に係る総合評価方式の見直し

- 1) 適用範囲の運用【方針1】 **R4土木交通部改訂に準じた措置**
 - ・公共事業の円滑な実施のため、価格競争選択可の **暫定措置を継続** (業務A 2,500万円未満)
- 2) 評価内容・方法等の見直し【方針2、3】
 - (1) 【技術提案の評価基準】 **R4土木交通部改訂に準じた措置**
 - ・より優れた提案を高く評価するように **評価基準を見直し**
 - (2) 【実施方針の評価基準】 **R4土木交通部改訂に準じた措置**
 - ・より優れた提案を高く評価するように **評価基準を見直し**
 - (3) 【企業の実績および配置予定技術者の実績の評価】 **R4土木交通部改訂に準じた措置**
 - ・最新の技術基準等に基づく実績を評価するため、評価対象期間を **10年間(基本)**に見直し

1) 適用範囲の運用【方針1、2】

- ・事務の低減および公共工事の円滑な実施のため、適用範囲の**暫定措置を継続**（R3を継続）
- ・WTO政府調達協定の対象となる工事の基準額を見直し

●R4年度 総合評価方式(舗装工事以外)の適用タイプ選定表(暫定)

〈図〉

(工事規模)	WTO標準型				高度技術提案型
22.8億円以上					
10億円以上	標準型Ⅱ型A・B	標準型Ⅰ型		※1	
5億円以上	簡易型A・B(暫定)	標準型Ⅱ型A・B(暫定)			
3億円以上	特別簡易型Ⅰ型A・B(暫定)	簡易型A・B(暫定)	標準型Ⅱ型A・B	※2	
2億円以上	特別簡易型Ⅱ型A・B	特別簡易型Ⅰ型A・B	特別簡易型Ⅰ型A・B(暫定)	簡易型A・B	
1.2億円以上	※3		特別簡易型Ⅰ型A・B		
7千万円以上	価格競争選択可		特別簡易型Ⅰ型A・B		
特別簡易型Ⅱ型A・B					
2.5千万円以上	※4		価格競争による		
	I	II	III	IV	V以上(工事難易度)

- ◎工事難易度Ⅰ～Ⅶについては、「●工事難易度対応表(滋賀県総合評価方式選定用)」により決定する。
- ◎入札に参加できる者が県内企業のみの場合はAタイプ、県外企業に参加できる場合はBタイプを選択する。
- ◎電気通信設備工事、機械設備工事で部品交換等を主に行う補修工事については、上記によらず、原則的に総合評価方式は採用しないものとする。
- ※1:「標準型Ⅰ」を基本とするが、更に「高度な技術提案」を求める必要があれば「高度技術提案型」を採用できる。
- ※2:「標準型Ⅰ」を基本とするが、工事で求める技術提案の着目点数を4つ以上求める必要がない場合は、「標準型Ⅱ型」を採用できる。
- ※3:工事規模が2億円未満かつ工事難易度Ⅲ以下の場合は、価格競争を採用できる。
- ※4:価格競争による入札の範囲であっても、必要に応じ総合評価方式を採用できる。
- ※5:予定価格超過などによる再入札など、総合評価に適しない場合は、別途検討できる。

- 価格競争選択可(暫定措置)
- タイプの緩和(暫定措置)

● R 4 年度 総合評価方式（舗装工事）の適用タイプ選定表

〈図〉

(工事規模)	WTO標準型				高度技術提案型
22.8億円以上					
5億円以上	標準型Ⅱ型 A, B			標準型Ⅰ型	
3億円以上	簡易型 A, B		標準型Ⅱ型 A, B		
2億円以上			簡易型 A, B		
5千万円以上	特別簡易型 Ⅱ型A, B	特別簡易型Ⅰ型 A, B			
2.5千万円以上	※1 特別簡易型 Ⅱ型A	価格競争選択可	特別簡易型 Ⅰ型A	特別簡易型 Ⅰ型A	
1千万円以上	価格競争による			特別簡易型 Ⅰ型A	
	I	II	III	IV	V以上 (工事難易度)

◎工事難易度Ⅰ～Ⅵについては、「●工事難易度対応表(滋賀県総合評価方式選定用)」により決定する。

◎入札に参加できる者が県内企業のみの場合はAタイプ、県外企業に参加できる場合はBタイプを選択する。

◎Bタイプ選定にあたっては、入札参加資格要件と十分調整したうえで決定する。

※1: 工事規模が5千万円未満かつ工事難易度Ⅲ以下の場合、価格競争を採用できる。

※2: 価格競争による入札の範囲であっても、必要に応じ総合評価方式を採用できる。

※3: 予定価格超過などによる再入札など、総合評価に適しない場合は、別途検討できる。

 価格競争選択可（暫定措置）

2) 評価内容・方法等の見直し【方針2、3】

(1) 【情報化施工技術を活用した工事への取組】

《新設》

県内建設産業の生産性向上と魅力ある業界づくりを推進するため「情報化施工技術を活用した工事への取組」を評価し、次のとおり加算点を与える。なお、評価点を与えた場合において、受注者の責めに帰すべき事由により履行が確認できなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。

評価の対象工種は、土工（掘削、盛土）、ほ場整備工（基盤造成、表土整地にかかる工事）および舗装工（路盤工の施工を含む工事）とする。

なお、情報化技術を活用する場合の費用については、「情報化施工技術の活用ガイドライン 令和3年4月農林水産省農村振興局整備部設計課」によるものとする。

《土木一式工事》・土量（1,000 m³以上）または、ほ場整備工（1.0ha以上）

区分（情報化施工技術を活用した工事への取組）	評価点
ICTの活用なし（加算評価の取組なし）	0
簡易型 ICT 活用工事 ※2	0.5
ICT 活用工事 ※1	1.0

※1 ICT 活用工事：下記の①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用する工事

※2 簡易型 ICT 活用工事：下記の②、④及び⑤を必須とし、ICT 施工技術を部分的に活用する工事

【ICT 活用の施工段階】

- ①三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品

《舗装工事》

●路盤工の施工を含む舗装工（3,000 m²以上）

区分（情報化施工技術を活用した工事への取組）	評価点
ICTの活用なし（加算評価の取組なし）	0
ICT 活用工事 ※1	1.0

※1 ICT 活用工事：下記の①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用する工事

【ICT 活用の施工段階】

- ①三次元起工測量、②三次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、④三次元出来形管理等の施工管理、⑤三次元データの納品

(2) 【若手・女性技術者の配置】

若手や女性の技術者の長期的な確保や育成が喫緊の課題であることから、若手・女性技術者の配置を評価する。

当該工事に「監理技術者等」または「専任の技術者」として、当該工事の「入札公告日の属する年度の4月1日において40歳以下」もしくは「女性」の優秀な技術者または技術者を配置する場合、下表のとおり評価点を加算点として与える。（なお、途中交代は原則認めない。）

技術提案書提出時に「監理技術者等」を特定できない場合は複数名申請することができる。

ただし、監理技術者等は、発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たす者とし、専任の技術者は、発注工事業種に適応した主任技術者の要件を満たす者とする。（2級国家資格者等も可とする。）

《変更点》

- ・「若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰被表彰者」の評価対象を過去2年度に加え、入札公告実施年度の被表彰者を対象に追加（表彰日以降の入札公告工事より有効）
- ・令和3年度より過去2年(R1, R2)の被表彰者を評価対象としたことから、令和3年度は暫定措置として過去2年(R1, R2)の表彰相当者も評価対象とした。（表彰者が事業者の推薦によるため）
令和4年度は、R3 表彰相当者は推薦されたものと考え、R2 表彰相当者のみ評価対象とする。

R 3 評価対象：R1・R2 被表彰者、R1・R2 表彰相当者

R 4 評価対象：R2・R3 被表彰者、R2 表彰相当者、R4 被表彰者（表彰日以降の公告より有効）

（予定）R 5 評価対象：R3・R4 被表彰者、R5 被表彰者（表彰日以降の公告より有効）

●若手・女性技術者の配置

区 分（若手・女性技術者の配置）	評価点
「若手技術者または女性技術者」の 配置なし	0
「若手技術者または女性技術者」を 専任の技術者として配置する	0.5
「若手技術者または女性技術者」を 監理技術者等として配置する	0.7
「優秀な若手技術者または優秀な女性技術者」（※1）を監理技術者等として配置する	1.0

※1 「優秀な若手技術者ないしは優秀な女性技術者」とは「入札公告日の属する年度の4月1日において40歳以下」もしくは「女性」且つ、下記の①または②に該当する技術者とする。なお、②で申請する場合は、必要な要件を満たしていることが確認できる資料の提出を求める。

①令和2, 3, 4年度における「滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰」の被表彰者。

なお、令和4年度の被表彰者は、表彰日以降に入札公告のあった工事において評価の対象とする。表彰決定の通知日は表彰日とはしない。

②令和2年度 滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰の表彰相当者。（令和元年度に完成した当初請負金額が250万円以上の建設工事に監理技術者等として従事し、その工事の工事成績評定点が80点以上である技術者。ただし、工事成績評定点「法令遵守等」の項目で減点がある建設工事は対象外）なお、過去の「滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰」の被表彰者であっても評価の対象とする。

(3) 【週休2日工事の取組実績】

評価対象発注機関（※1）が発注し、令和元年度以降に完了した工事（ただし、公告日の前日までに引渡し完了したものに限る）における「週休2日工事の取組実績（※2）」により評価する。なお、取組実績を証する書面として「①実績証明書（写）」または「②契約書の写し、週休2日の取組結果が確認できる資料」のいずれかの提出を求める。

ただし、評価の対象とする取組実績は、各発注機関が定める週休2日工事の実施要領等による実績とする。

《変更点》

- ・週休2日の取組を推進するため、4週8休の実績のみ評価対象とする。
- ・さらに土日に限定した4週8休の取組を推進するため、週休2日取組促進型工事実施要領（農業農村整備事業）、（農業農村整備事業版、土木工事版）週休2日チャレンジ型工事実施要領または（土木工事版）週休2日取組指定型工事実施要領等に基づく4週8休の実績（滋賀県版4週8休の実績）をより高く評価する。

●週休2日工事の取組実績

区 分 (週休2日工事の取組実績)	評価点
週休2日工事の取組実績 4週8休の実績なし	0
週休2日工事の取組実績あり(4週6休以上)	1.0
週休2日工事の取組実績 4週8休の実績あり	0.5
週休2日工事の取組実績 滋賀県版(※2) 4週8休の実績あり	1.0

※1 評価対象発注機関：

- ・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、滋賀県土地開発公社、(一社)滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、(公財)滋賀県環境事業公社、(公財)滋賀県文化財保護協会、(公財)びわこ芸術文化財団、(公財)滋賀県スポーツ協会
- ・農林水産省近畿農政局、国土交通省近畿地方整備局
- ・近畿農政局および近畿地方整備局管内の府県（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- ・近畿農政局および近畿地方整備局管内の政令市（大阪市、京都市、神戸市、堺市）
- ・滋賀県内の市町

※ 上記の地方機関を含む。

滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。

※2 滋賀県版とは、滋賀県の（農業農村整備事業版、土木工事版）週休2日チャレンジ型工事実施要領または週休2日取組促進型工事実施要領（農業農村整備事業）、（土木工事版）週休2日取組指定型工事実施要領等に基づく4週8休の実績をいう

参 考 [滋賀県版週休2日の概要]

毎週「土日」を休みとする「完全週休2日制」を実施（ただし、工事内容により「特定した2曜日」とすることが出来る。）

Ⅱ 建設コンサルタント業務等に係る総合評価方式の見直し

1) 適用範囲の運用

受発注者双方の事務量の低減を図り、事業を着実に推進するため、難易度（業務A）の業務規模2,500万円未満の「価格競争選択可」の運用を継続する。

●令和4年度 総合評価方式（建設コンサルタント業務）の適用タイプ選定表（暫定）

建設コンサルタント業務の総合評価のタイプは、業務規模および業務の区分（難易度）から下図により選定する。

〈図〉

(業務規模)	業務特別簡易型 Ⅱ型	業務特別簡易型 Ⅰ型	業務標準型
2500万円 以上			
1000万円 以上	価格競争による	一部 業務特別簡易型 Ⅱ型	業務特別簡易型 Ⅰ型 価格競争選 択可 業務特別簡易型 Ⅱ型
	業務C	業務B	業務A (難易度)

暫定措置（価格競争選択可）

2) 評価内容・方法等の見直し【方針2、3】

(1) 【技術提案の評価基準】

- ・評価の視点が示されていなかったことから、評価の視点を明示
- ・より優れた提案を高く評価するように評価基準を見直し

<評価の視点>

提案に対して、以下の2つの視点(段階)により総合的に審査し、評価点を与える。

○的確性

地域特性や条件、重要度等を考慮した提案であり、留意すべき着眼点が十分に把握されている場合に評価する。

○実現性

技術的裏づけや具体的な手法等が十分に明示され、説得力がある場合に評価する。

●技術提案

評価事項	評価基準	評価点
的確性	的確である 優れている	2.0
	普通である 良好である	1.0
	的確さにかける 普通である	0
説得力 実現性	技術的裏付けが示され説得力に富む 優れている	2.0
	普通である 良好である	1.0
	技術的裏付けがあいまいで説得力にかける 普通である	0

(2) 【実施方針の評価基準】

- ・業務標準型の評価基準を より優れた提案を高く評価するように評価基準を見直し
- ・業務の制約条件および課題への対応方針を求める場合の評価区分を細分化

<業務標準型>

業務内容に応じて、以下の視点から実施方針について評価し、評価点を与える。

○業務目的・業務内容

- ・業務理解度

重要な事項等が記載され、業務の目的、内容に対する理解度が高い場合に評価する。

- ・業務の制約条件（選択）

現地の状況及び業務の制約となる条件に対する理解が高い場合に評価する。

○実施フロー

- ・実施手順

実施手順が業務量、業務内容に即しており、業務工程計画の妥当性が高い場合に評価する。

- ・課題への対応方針（選択）

業務実施上の制約条件や課題に対する対応、解決へのプロセスの実現性が高い場合に評価する。

●実施方針<業務標準型>

評価項目	評価基準	評価点
業務目的・業務内容	明確である	2.0
	普通である	1.0
	明確さにかける	0
実施フロー	充実している	2.0
	普通である	1.0
	必要最低限である	0

【業務の制約条件および課題への対応方針を求めない場合】

評価項目	評価の視点	判断基準	評価点
業務目的・業務内容	業務理解度	優れている	2.0
		良好である	1.0
		普通である	0
実施フロー	実施手順	優れている	2.0
		良好である	1.0
		普通である	0

【業務の制約条件および課題への対応方針を求める場合】

評価項目	評価の視点	評価基準	評価点
業務目的・業務内容	業務理解度	優れている	1.0
		良好である	0.5
		普通である	0
	業務の制約条件	優れている	1.0
		良好である	0.5
		普通である	0
実施フロー	実施手順	優れている	1.0
		良好である	0.5
		普通である	0
	課題への対応方針	優れている	1.0
		良好である	0.5
		普通である	0

<業務特別簡易型Ⅰ型、業務特別簡易型Ⅱ型>

○当該業務に関する業務目的・業務内容、実施フローについて記載すること。

○評価方針としては、白紙提出でないこと、業務目的・業務内容・実施フローの記載があり業務内容と合致していることを判断し、評価し、以下の評価点を与える。

●実施方針<業務特別簡易型Ⅰ型、業務特別簡易型Ⅱ型>

評価項目	判断基準	評価点
業務目的・業務内容、実施フロー	白紙提出でなく、業務内容と合致している	4.0
	白紙提出、または業務内容と合致していない	無効

(3) 【企業の実績および配置予定技術者の実績の評価】

- ・最新の技術基準等に基づいた企業の実績を評価するため、実績評価対象期間を15年間から10年間を基本に見直し（国土交通省：過去10年間を基本）
ただし、業務内容により実績が限られる場合は、最大15年間とすることが出来ることとする。

(参考)総合評価方式の各種タイプにおける評価項目設置一覧 (建設工事)

総合評価方式の各種タイプにおける評価項目設定一覧表

◎：必須の評価項目1 (全工事で共通した内容で設定するもの)
 ○：必須の評価項目2 (工事毎に選択しながら、必須として設定するもの)
 △：選択の評価項目 (工事毎に評価項目として設定するかどうかを判断するもの)

番号	評価の視点	評価項目	配点	総合評価タイプ										備考				
				高度技術提案型	WTO標準型	標準型I型	標準型II型A	標準型II型B	簡易型A	簡易型B	特別簡易型I型A	特別簡易型I型B	特別簡易型II型A		特別簡易型II型B			
①	高度な技術提案	総合的なコストの削減に関する提案【総合コスト】		○														
		工事事務の性能・機能の向上に関する提案【性能・機能】	工事毎に設定40~50点	○														
		社会的要請への対応に関する提案【社会的要請】		○														
②	技術提案	施工管理(工程管理・出来形管理・品質管理)方法に関する提案【施工管理】	40点※(新着目点あたり)		○	○	○	○	○	○	○						※WTO標準型、標準型I型については個別設定する	
		工事事務の品質や耐久性向上に関する提案【目的物の品質】	40点※(新着目点あたり)		○	○	○	○	○	○	○							※WTO標準型、標準型I型については個別設定する
		工事施工において配慮すべき提案【施工上の課題】	40点※(新着目点あたり)		○	○	○	○	○	○	○							※WTO標準型、標準型I型については個別設定する
③	企業の施工能力	企業の実績	2.0			◎		◎			◎	◎						
④		主観点数(工事成績等)	3.0				◎			◎			◎					
⑤		情報化施工技術を活用した工事への取組	1.0				△	△	△	△	△	△	△	△	△			
⑥	技術者等の能力	配置予定技術者等CPD	1.0				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
⑦		配置予定技術者等の実績	1.0			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
⑧		配置予定技術者等の資格	0.5								△	△	△	△	△			
⑨		技能者の資格	1.0				△	△	△	△	△	△	△	△	△			
⑩	企業の地域性・社会性	防災協定の締結	1.0			◎		◎			◎		◎		◎			
⑪		防災協定の締結および重機保有	1.0				◎			◎		◎		◎				
⑫		建災防への加入および活動実績	0.5				◎			◎		◎		◎				
⑬		県内営業所の有無	3.0			◎		◎			◎※		◎※		◎※		※簡易型、特別簡易型は1.5点	
⑭		主たる営業所の有無	1.0									△		△				
⑮		除雪作業等(※1)	1.0							△		△		△				
⑯		県内企業の下請活用(※2)	2.0			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
⑰		現場見学会の開催(※3)	1.0			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
⑱		県産材の使用(※4)	0.5			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
⑲		若手・女性技術者の配置	1.0									◎	◎	◎	◎			
⑳	週休2日工事の取組実績	1.0									◎	◎	◎	◎				
㉑	その他、発注機関による独自設定項目	0.5※									△		△			※設定内容に応じて1.0点とできる		
配点合計				40 ~ 50	40 ~ 50	33 ~ 34.5	20.5 ~ 24.0	22 ~ 25.5	12.5 ~ 17.0	12.5 ~ 16.5	12.5 ~ 19.5	10.5 ~ 14.5	9.5 ~ 16.5	7.5 ~ 11.5				
最大加算点合計											12.0 ~ 19.0		9.0 ~ 16.0					

※1：「土木一式工事」ないしは「舗装工事」の場合、設定する。
 ※2：県内に特殊工事を下請けできる企業が存在しないことが明らか場合は対象外とする。
 ※3：建設工事の魅力発信に適した工事の場合設定する。ただし「現場環境改善費」を計上していない場合は対象外とする。
 ※4：使用資材に県産材が無いなど設定することが不適切と判断される場合は対象外とする。

(参考) 総合評価方式の評価項目設定一覧 (建設コンサルタント業務)

表

番号	評価の視点	評価項目	配点	総合評価タイプ		
				業務標準型	業務特別簡易型 I 型	業務特別簡易型 II 型
①	技術提案	総合的なコストの縮減に関する提案【総合コスト】	業務毎に2つの着目点を設定 8点	○		
		業務目的物の性能・機能の向上に関する提案【性能・機能】				
		社会的要請への対応に関する提案【社会的要請】				
②	実施方針	業務目的・業務内容、実施フロー	4点	○	○※1	○※1
③	技術者の能力	配置予定技術者の実績	1点	○	○	
④		配置予定技術者または担当技術者の資格	1点	△	△	△
⑤		配置予定技術者CPD	1点	○	○	○
⑥		配置予定技術者の表彰の有無	1点	△	△	△
⑦	企業の能力	企業の実績	2点	○	○	○
⑧		県内営業所の有無	1点	△	△	△
⑨		防災協定等の締結	1点	○	○	○
⑩		独自設定項目	0.5点		△	△
技術評価配点 合計				17~20	9~12.5	8~11.5

※1：業務特別簡易型 I 型・II 型は、白紙提出でないこと、業務内容と合致していることのみ判断する。

○：必須の評価項目 (必須として設定するもの)
△：選択の評価項目 (業務毎に設定を判断するもの)